

新指定・登録文化財の紹介

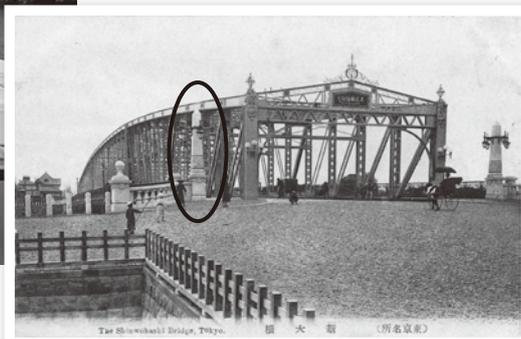
令和6年度、江東区教育委員会は、区文化財保護審議会（会長：佐々木正直・群馬県立館林美術館特別館長）の答申を受け、有形文化財（建造物）2件を登録し、有形民俗文化財1件について追加登録しました。

また、区登録有形文化財（建造物）「新大橋親柱」を指定、無形文化財1件と史跡1件を登録すべきとの答申を受けました。この3件は令和7年5月12日に告示をもって指定・登録され、登録文化財の総数は1,060件となりました。

各文化財については、次頁以降でご紹介していますので、お読みいただければ幸いです。



新大橋東詰南（新大橋1-2）に建っている新大橋の親柱です。この親柱は、現在の新大橋の先代、明治45年（1912）7月に架けられた新大橋のものです。右下の絵葉書（江東区教育委員会所蔵）に見られるように、東詰（江東区側）の南側に建っていた親柱（○印）にあたります。ちなみに、橋上に掲げられていた橋名板（江東区側）は、近くの八名川小学校（新大橋3-1-15）で屋外展示されています。親柱の詳細については3頁をご覧ください。



下町文化



NO. 309
2025.5.29

発行
江東区地域振興部
文化観光課文化財係
〒135-8383
江東区東陽4-11-28
TEL.(03)3647-9819
<https://www.city.koto.lg.jp/>

- 令和6年度新登録文化財
壁泉／滑台
海苔生産用具及び関連資料
- 令和7年度新指定文化財
新大橋親柱
- 令和7年度新登録文化財
木工（桶）／石田波郷宅跡
- 文化財説明板の紹介
旧渋沢家住宅
- 新刊案内
『深川と渋沢栄一』
『江東区文化財研究紀要』第23号
- 江東歴史紀行
忍田清宝の「凸凹」文字
- 小・中学生版 文化財を考える
「文化財」ってなあに？

令和6年度新登録文化財

〔有形文化財（建造物）〕

壁泉 白河4―3―27 区立元加賀公園

この壁泉は、昭和2年（1927）8月31日に開園した元加賀公園の西端に設けられたものです。総高3・2m、最大幅5・12m、奥の壁に設けられた水鉢状の噴水口から水が噴き出し、手前の池に貯まるようになっていました。現在は使われていませんが、当初の姿をよく残しています。

元加賀公園は、大正12年（1923）



に起きた関東大震災後の復興事業で、小学校に隣接して設けられた小公園52か所のうちの一つです。元加賀小に隣接する元加賀公園は、西側は広場、東側は児童遊戯場とされ、その境にある藤棚を備えた休憩場と対になるように、広場をはさんで壁泉が配置されました。

江東区域の小公園7か所のうち、他に壁泉が設けられたのは東陽公園（東陽3）でした。そして、壁泉が現存する小公園は、他に元町公園（文京区）のみであることから、この壁泉は復興小公園の姿を今に伝える貴重な文化財といえます。

滑台

千石2―9―22 区立川南公園

この滑台は、川南小に隣接する川南公園の西端にあります。高さが1・8mある鉄筋コンクリートづくりで、滑降部が左右に伸びる二連式となっていています。すべる面は人造石研ぎ出し仕上げです。また、支柱には2枚のレリーフがあり、上のものは4人の子どもたちが手をつないでいる姿、下のものは天使に似た二人の子どもが彫られています。なお、階段は後に付け替えられたものです。

川南公園は、昭和6年（1931）



2月11日に開園した復興小公園です。当時の図面を見ると、広場が大部分を占めていますが、西側には滑台をはじめブランコ、ジャングルジム、砂場があつて、児童の遊び場所となっていました。これら遊具のうち、滑台のみが現存していて、その位置も当初から変わっていません。また、滑台が現存する小公園は、他に元町公園（文京区）のみです。ですから、川南公園の滑台は、昭和初期の遊具の現存例として貴重な文化財といえます。

〔有形成俗文化財〕

海苔生産用具及び関連資料

東陽4―11―28 江東区

本資料群は、平成30年（2018）に登録した35点に、あらたに10点の関連資料を追加登録したものです。その結果、点数は45点となりました。

江東区海苔生産は、明治10年（1877）代に始められたと考えられ、昭和37年（1962）12月に漁業権を放棄するまで続けられていました。

今回、追加登録されたのは、ヒラバ

コ（平箱）3点、帳簿（海苔之通）1点、賞状類6点です。

ヒラバコは、乾海苔を問屋に運ぶ際に使用した木製の箱です。おおよその寸法は幅86cm、奥行44cm、高さ25cmです。側面には



「乾海苔」と大書されています。寄贈者のお話によると、昭和16年頃に南砂から移転したとのことですので、それ以前に使用されていたものと考えられます。



「海苔之通」は、乾海苔を問屋に納めたことを記録した帳簿です。寸法は縦15・8cm、横11・7cm、表紙には「大正年月日／海苔之通／山形屋惣八（朱印）」とあります。山形屋とは日本橋の海苔問屋のことです。帳簿には、大正13年（1924）1月分から3月分が



記載されています。賞状類6点は、昭和29年度から33年度までの江東区海苔品評会に関わるものです。区内生産の海苔品評会は、昭和29年2月13日に、区内の深川浦漁業協同組合と城東漁業協同組合の協力で実施されたことが知られています。

「海苔之通」と賞状類は、南砂に住まいの方からご寄贈いただきました。

なお、前回登録した35点については、本紙No.285をご参照ください。

〔有形文化財（建造物）〕

新大橋親柱

新大橋1-2 新大橋東詰公園



写真1 新大橋親柱(江東区)

現在、新大橋東詰公園には、明治45年(1912)、東京市により鋼鉄橋への架け替えがなされた際に建造された「親柱」が現存しています(写真1)。新大橋は、元禄6年(1693)12月、隅田川に架かる三番目の橋(千住大橋、両国橋に続く)として創架された橋です。松尾芭蕉が「ありがたやいたたいて踏むはしの霜」と詠み、さらに、歌川広重の「名所江戸百景大はしあたけの夕立」、「新大橋三派」(『江戸名所図会』)などの浮世絵や地誌にも描かれ



写真2 「改築セル新大橋正面
両端二燭火数里ヲ照セル裝飾電
灯 明治四十五年七月十九日」
国立国会図書館デジタルコレクション

写真3 「旧新大橋(『江東のいまむかし』)より一部加工



るなど、江戸市中と深川を往来する橋として重宝され、かつ江戸の名所として知られていました。

現在地に移ったのは現新大橋の先代の橋からで、明治45年に鋼鉄橋に架け替えられた時です。この橋では、床版がアスファルトブロックで舗装されており、大正12年(1923)の関東大震災に際しては、床版が焼け落ちず、同橋を渡つて人々が避難できたことから、近隣住民より「お助け橋」と称賛されました。

親柱の尖塔部分は新古典主義様式のオペリスク状となっており、照明の支柱はオールヌーボー調の唐草文様で当時の建築・芸術の潮流が反映された意匠となっています。また、中心部分「こぶ出し仕上げ」となっているなど当時の工法を伝えており、明治期の建造物として貴重な文化財といえます。



写真4 「新大橋橋名板」
(八名川小学校蔵)

建造当時の親柱の写真2を見ると、照明のカバーは現在のものと形状が異なっ



写真5 新大橋床部分
(博物館明治村)

ていることが分かります。いつ替えられたのかは史料がなく確認できませんが、昭和30

年代に撮影された写真3では、現在と同じ形態となっており、エネルギーがガスから電気に変わった際に替わったものと思われま

なお、新大橋の遺物として、江東区側の橋名板(区指定有形文化財(歴史資料)「新大橋橋名板3点 附架橋工事技師在銘板」)が、八名川小学校(新大橋3)に保存されています(写真4)。

* * *

ところで、博物館明治村(愛知県犬山市)には、昭和50年(1975)、現在の中央区日本橋側に架けられていた1径の半分、約23mの部分(写真5)が、親柱2基(写真6)とともに移築保存されています(隅田川新大橋国有形登録文化財)。



写真6 新大橋親柱
(博物館明治村)



写真7 ガラスカバー側面
(博物館明治村)



写真8 「CARNEGIE」
(博物館明治村)

『隅田川新大橋の保存修理工事』(博物館明治村)によると、平成26年(2014)に大規模修理を行なった際、竣工当時は橋梁部分が灰色、手摺が緑色で塗装されていたことが判明し、これにあわせて復原されました。さらに、橋の両脇の石柱、正面鉄柱に備え付けられていた照明器具についても、支柱の金属部分が真鍮製であることが分かっています。現在、明治村の親柱の電灯のひとつが修復のため外されています。博物館明治村建築部部長石川新太郎氏の「ご教示によると、カバーはガラス製で昭和初期ぐらいのもの」と推察され、さらに配色については、乳白色を出すためにガラスに何層か塗装されていることが判明したとのこと(写真7)。また、床板も復原されており(写真5)、橋柱の鋼材の塗装修復の際に、カーネギー社の刻印(写真8)も確認されています。

(文化財専門員 大関直人)

【無形文化財（生活技術）】

木工（桶）

保持者 川又勝美

桶製作は、水分を吸うとふくらんで合わせ目をきつちりと閉じる木の性質をいかし、短冊形の板を円筒形にならべて接合し、これを竹や金属のタガで結んで固定して底板をはめ、水を漏らさずにたくわえる容器をつくる技術です。

板をタガで結ぶという結物技術は、11世紀後半に北部九州で見られる井戸結筒に確認できますが、底板をはめた結桶や結樽が全国的に普及するのは15〜16世紀になってからのことです。

桶の材料は、おもに樹齢300年ほどの木曽産のサワラを用います。サワラは、油分が多いので水や酸に強い性質を持っています。また、軽く、香りもやわらかいことから、飯櫃など食品の容器としても使われます。

桶の板は、クレシゲで柁目に等分の厚さに割ってつくりまます。柁目は年輪がまっすぐに通っているために水分を通しやすく、調湿効果があります。また変形しにくく、すつきりとした見た目はさわやかです。センを用いて



板の反りと厚みを調整します。この

時、胸あて（ヘソ）

を着け、手前に引

くようにして削り

ます。板の合わせ

目の角度は、カマ

と呼ぶ定規で確認

しつつ、正直台（カ

ンナ）で調整して

いきます。セン・

カマ・正直台は結

桶の特徴的な道具

です。そして、板

をつなぎ合わせ、

内と外をカンナで

なめらかにし、底

板をはめ、タガで

締めて仕上げます。



川又さん（昭和36年生）は、結桶師の父栄一さん（区登録無形文化財保持者）について技術を習得しました。川又家は、曾祖父の初代が明治中頃に千田で創業して以来、川又さんで4代目となります。川又さんは4代栄風と号し、それまでの銅タガから強度があつて錆びにくい洋銀タガに変えるなど、見た目がすっきりとした桶作りを心がけ、おもにお櫃やワインクーラーを製作しています。

【史跡】

石田波郷宅跡

北砂2-1付近

石田波郷（本名・哲大）は昭和期の俳人です。俳句の韻文精神と古典を尊重しつつ、人間の回復を意図する創作の方向性から、「人間探求派」と呼ばれました。

大正2年（1913）、愛媛県温泉郡垣生村（現・松山市）に生まれ、中学校在学中から俳句を作り始めて、昭和5年（1930）に水原秋桜子門下の五十崎古郷に師事し、「波郷」の号を与えられました。同7年2月に上京し、同年5

月頃から10月頃まで東京市経営の深川一泊所に勤務し、辞職後は秋桜子主宰の『馬酔木』発行所の事務を手伝いました。同12年、俳誌『鶴』を創刊し、主宰となります。同17年に結婚しますが、翌年召集令状により陸軍へ入隊し、中国へ渡ります。その後、病のため野戦病院へ収容され、同20年1月に日本へ帰還します。

数回の転居の後、同21年3月10日に城東区北砂町1-805へ転居し、義父の家の裏に建てられた小屋を住まいとしました。同年3月に俳誌『鶴』を復刊し、9月には波郷宅を編集部として総合俳誌『現代俳句』を創刊しました。同23年5月に清瀬村（現・清瀬市）の国立東京療養所へ入所し、療養・手術を受けま

す。同33年3月28日、練馬区谷原町へ転居しました。

波郷が居住した北砂町周辺は、戦

災の多大な被害によって荒涼としてお

り、そのなかで波郷は、焦土に生きる

人々やそこからの復興を俳句に詠み、

その俳風は「焦土諷詠」といわれまし

た。闘病生活のなかで詠んだ句集『惜

命』（昭和25年刊行）は、療養俳句の

金字塔として高く評価されています。

また、昭和32年3月から同33年2月

にかけて、『読売新聞』江東版に「江東

歳時記」を連載しました。江東・墨田

などの江東5区を、波郷自らが取材し

て、季節の風物・行事・産業・人物を

俳句と短文で紹介し、波郷の撮影した

写真が掲載されたこともあります。

なお、これまで文化財の登録対象年代

は、原則として終戦まででしたが、国

動向や戦後80年という時間の経過など

を考慮して、町並みが変貌した東京オリ

ンピック終了後の昭和40年（1965）

頃までを登録対象年代の目安とします。



北砂町住宅で撮影された波郷
（石田波郷記念館（砂町文化センター内）所蔵）

文化財説明板の紹介

文化財係では、江東区登録史跡や江東区指定文化財の所在地に文化財説明板を設置し、その歴史や文化を紹介しています。令和6年度は、指定文化財「旧渋沢家住宅」説明板を、潮見しづさわ公園（潮見2-8-13）内の南側門扉付近に新設しました。また、史跡「間宮林蔵墓」説明板（平野2-7-8）の内容を一部改め、英文を記載しました。

旧渋沢家住宅

旧渋沢家住宅は、明治から昭和にかけて渋沢栄一とその家族が暮らした住宅です。栄一は明治9年（1876）から同21年まで深川福住町（現・永代



「旧渋沢家住宅」説明板

2-37）で暮らし、その間に2階建の「表座敷」を新築しました。この建物は現在まで受け継がれています。住宅は数回の移築と増改築を経て、令和5年（2023）7月に潮見への移築復原が完了しました（旧渋沢家住宅の詳細については、本紙No.289及びNo.305を参照）。



「間宮林蔵墓」説明板

潮見しづさわ公園の開園時間は午前9時から午後5時です。それ以外の時間は閉門しているため説明板をご覧ください。

新刊案内

「深川と渋沢栄一」

近代日本の産業・福祉・教育などの発展に尽力した渋沢栄一は、明治6年に大蔵省を退官し、同9年から12年間、深川福住町（現・永代2）に居住し、同21年に日本橋区兜町（現・中央区）へ転居した後も、深川区会議員・議長や深川区教育会会長を務めるなど、江東区域と深いつながりを持ちつづけてきた。

本書は、栄一が深川福住町邸に本拠をおき、三田綱町（現・港区）に住宅が移転するまでの江東区域の歴史や産業のほか、栄一と深川ゆかりの人々などについて紹介したものです。明治9〜21年にかけての栄一と江東区域の様子を年譜としてまとめ、また各論として次の内容を取り上げています。

- 栄一の一族と深川
- 栄一がいたころの江東区域
- 栄一と深川ゆかりの人々



A4判 84頁 価格800円

『江東区文化財研究紀要』第23号

江東区の歴史・文化財の研究や報告を内容とする雑誌です。今号は「特集・文化財保護の現状と課題」として次の論考5本を掲載しています。

- 「旧渋沢家住宅」の文化財指定について
- 江東区の無形民俗文化財（民俗芸能）の継承
- 現状と課題
- 伝統工芸技術の公開について
- 江東区文化財保護推進員講習会について
- 文化財保護普及事業の現状
- 江東区文化財保護推進協力員制度について



B5判 64頁 価格500円

「販売場所」江東区役所（東陽4-11-28）、2階こうとう情報ステーション、4階文化財係）、芭蕉記念館（常盤1-6-3）、深川江戸資料館（白河1-3-28）、中川船番所資料館（大島9-1-15）、深川東京モダン館（門前仲町1-19-15）※紀要除く
「郵送購入」文化財係へお問い合わせを。電話・03(3647)9819

忍田清宝の「凸凹」文字と幕末・明治を生きた視覚障がい者の

経歴書から

漢学者信夫恕軒の残した碑文

『恕軒遺稿』は、明治期に活躍した漢学者信夫恕軒の著作などを次男の信夫淳平がまとめたもので、大正7年(1918)に上下巻2冊で刊行されました。下巻には恕軒が記した碑文が掲載されており、その中に「瞽者忍田清宝碑銘」という碑文があります。今回は、この忍田清宝なる人物について紹介しようと思います。

碑文には、忍田清宝は天保11年(1840)6月2日に誕生し、明治21年(1888)9月3日に49歳で死去、深川心行寺に葬られたことが記されています。そこで彼の来歴を調べてみると、茨城県坂東市にある坂東郷土館ミュージズの常設展示に取り上げられていることがわかりました。その展示によれば、猿島郡山村(現茨城県坂東市)出身の清宝は、目が不自由ながら独自で「凸凹文字」を発明したと紹介されています。また、この施設には清宝の実家である忍田家の古文書が所蔵されており、彼に関

する史料も残されていました。ここからは、その史料などをもとに、清宝の来歴を追いかけていきます。

医師忍田清宝の経歴

清宝の経歴については、彼の死後に記念碑を建てるにあたり、「深川仲町」に住む医師林正城がまとめた「経歴書」に記されていました。それによれば、5歳の時に疱瘡にかかって目が不自由

となり、嘉永2年(1849)に江戸へ出て重富検校のもとで鍼灸を学んだとされています。重富検校は、深川熊井町に住み、金貸しなども行っていたことが確認できます(『下妻市史料井上下妻藩関係』12、1997)。したがって、清宝も深川にいたと思われる。安政2年(1855)には勾当職となるものの、検校職になることは辞退しました。文久3年(1863)、早矢仕有的の元で医学を学んだとあり、その後医者として生計を立てていたようです。目が不自由なため、自身のために木片に母音・子音などを刻んだ道具

を使い、患者とのコミュニケーションにあてていました。

清宝考案の「凸凹」文字

そして、明治5年(1872)に独自で考案した凸凹文字を用い、目の不自由な人に学問を教えるようになったと記されています。これを裏付ける史料が、忍田家文書の中に残されており、願書の写しとともに「頭字拾二韻之図」が記されています。明治25年(1892)刊行の『本朝瞽人伝』拾遺に清宝が取り上げられており、「明治ノ初堅楮(アツガミ)ヲ以テ牌子(コフダ)ヲ製シ其四隅ヲ截リ各形面ヲ異ニシ国字ヲ書シテ以テ記号」としたとあることから、紙製のものであったと思われる。「経歴書」では、東京府庁に依頼したものの「時勢至ラズシテ官之ヲ許サズ」とありますが、明治9年(1876)1月24日付の『朝野新聞』、翌25日付の『東京曙新聞』で清宝がこの凸凹文字で目が不自由な人を教えているという記事が掲載されています。このタイミングで複数の新聞社が取り上げたのは、清宝自身かその協力者によるものと考えられます。

ちなみに現在の点字は、フランスのルイ・ブライユが生み出した6点点字を元にして、同23年に石川倉次が考案したものです。

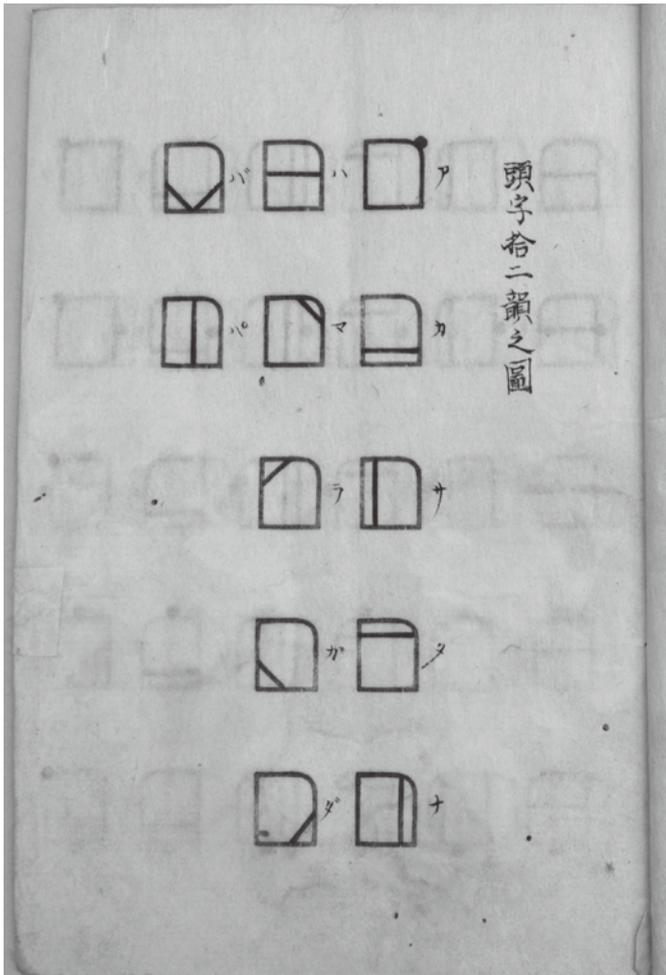


図1 「頭字十二韻之図」
(坂東郷土館ミュージズ所蔵)



図2 「凸凹」文字の模型 (坂東郷土館ミュージズ所蔵)
模型制作協力:(株)トリアド工房

医師廃業とその後

「経歴書」によれば、明治11年(1878)8月、「政府ヨリ替者ノ医業ヲ禁止」されたことから深川松村町に転居し、医業を辞めたと記されています。これは、明治8年2月に開業医師学術試験法、同12月には薬舗開業試験法が東京・大阪・京都の三府に施行され、同11年までには全国に広がったことを指していると思われます。同10年8月に親戚や友人たちに宛てて記された「資本金講取建願書」によれば、政府から医師免許を返還するように命じられ医業を廃止され、目が不自由なため薬剤の取り扱いが危険であるという理由から生業を失うため、他の仕事

を行うための資金を募りたいというものでした。また、同年10月26日に実家に宛てた手紙でも、今度文部省で行われる「医道試験」について、「愚公按スルニ盲目にては医道試験難成候間既に廃業とも相成候哉」と嘆じ、借金の依頼をしています。

忍田家文書に残された清宝が送った書簡類を見ると、明治11年9月16日付書簡までは深川諸町3番地、翌12年3月23日付書簡からは深川区松村町5番地(現福住)となっており、医業廃止後に松村町へ転居したことが窺えます。その後、しばしば本家からまとまった金額を借用していたことから、生活には苦勞していたようです。明治13年6月1日、深川で結婚式を挙げたことがわかる書簡が残されています。「経歴書」では下総国結城郡平塚村(茨城県坂東市)の諏訪傳左衛門次女きたと結婚し、二男一女がうまれたことが記されています。ところが、同17年に病氣となり、手を尽くしたものの同21年9月3日、49歳で亡くなりました。「家ニ没ス」と記されていることから、深川松村町の自宅で亡くなったと考えられます。忍田家文書に残る清宝の書簡も字が乱れがちであったり、代筆のものもあつたりしています。

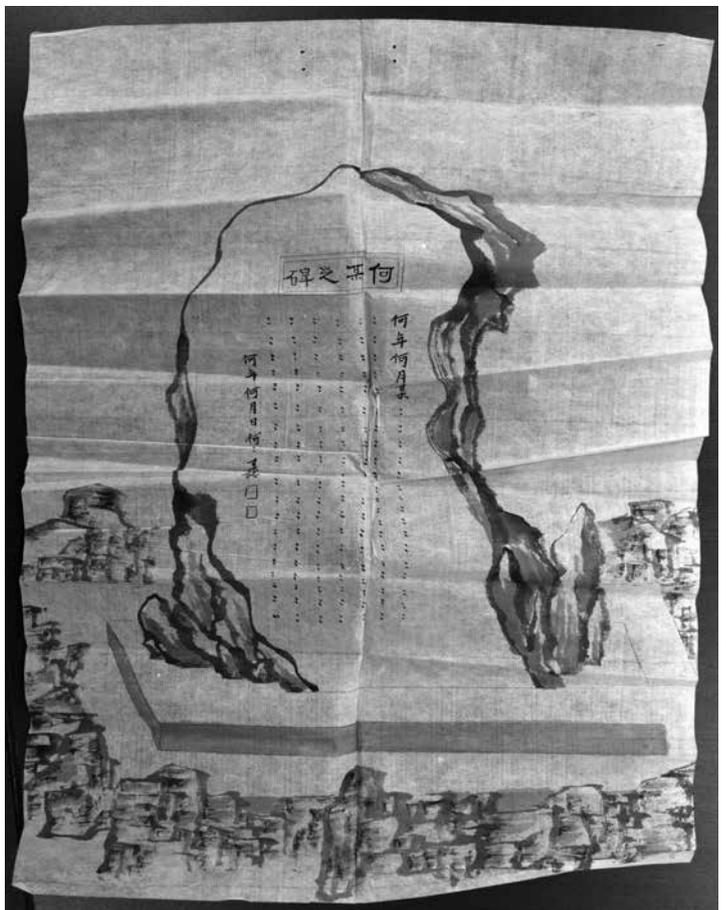


図3 忍田清宝記念碑雛形 (坂東郷土館ミュージズ所蔵)

清宝家その後

清宝の子供であった忍田熟は、明治29年刊行の『日本紳士録』第3版などに名前が掲載され、住所も深川区松村町5番地となっています。しかし、職業などは記されておらず、どのようにして生計を立てていたのかは不明です。現在、心行寺には墓も記念碑も残されていないことから、関東大震災や空襲などで被災して、現存していないのではないかと考えられます。

江戸時代から明治時代にかけての深川の様相は、史料がほとんど残されて

いないため分からないことが多いのが実情です。今回取り上げた忍田清宝は、令和2年度から進められた渋沢栄一に関する調査を進めていく中で、探し当てたものです。今後このようなさまざまな人物を見つけ出すことが、深川の歴史を深めていくことになると考えています。最後になりましたが、この原稿を執筆するにあたり、坂東郷土館ミュージズ、心行寺には大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。(深川東京モダン館管理事務所 副所長 龍澤潤)

「文化財」ってなあに？

みなさん、「文化財」という言葉を聞いたこと



活の中では余り聞きなれない言葉かもしれないですね。古く大切なものという

で、昔の人々がつくった石碑や建物などを見かけたことはありますか。

を見ると文化財には広い意味での文化財(図1①)と狭い意味(図1②)があることが分かります。

これまでの長い歴史の中で、私たちの祖先は多くのものを産み出してきま

私たちが普段見慣れ、当然のように扱っているものも、長い年月を経れば、

や食文化を知ることが出来ます。このように文化財は地域の歴史や文化を正しく理解し、私たちの生活をより豊かにするために欠かせない共有の財産なのです。

いきましたが、石碑などの焼け残った文化財があり、これらによって地域(江東区)の歴史や文化を知ることが出来るのです。

狭い意味での文化財

図2中にある「国宝」や「重要文化財」、さらに、「指定文化財」、「登録文化財」などという言葉を目にしたことはありませんか。これらは国や自治体(都道府県、市区町村)が、文化財(図1①)のうち、特に歴史・文化的に重要な価値があると認められたものを指し示して言う用語です。

江東区では、昭和55年(1980)に条例(区が作った法律)を定めて、ここでの決まり事に基づいて、広い意味の文化財の中から特に区にとって重要なものを「登録文化財」や「指定文化財」に登録・指定して保護しています。

区では震災や戦災で多くの文化財が失われてしまったことから、現在残っている文化財をひとつでも多く守っていきたいという目的から、区の文化財専門員が候補となる文化財を調査し登録・指定しています。

文化財が登録・指定されるまで

文化財専門員は、歴史学・民俗学などの専門知識・技術を修めた者で、これらの知識を活かして区の文化財を調査し研究を行っている

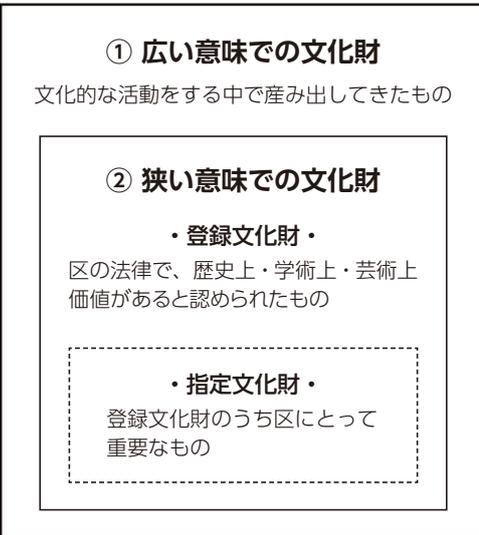


図1

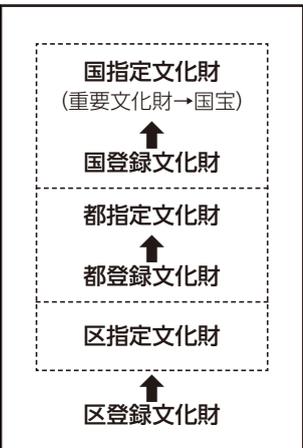


図2

ます。調査結果は、大学教授などの研究者からメンバーが構成されている文化財保護審議会で、対象となる文化財が登録・指定文化財としてふさわしいかどうかの審査を行います。

ここで認められた文化財は、最終的に江東区教育委員会が決定し、区民に知らせることで登録・指定文化財として広く知らされます(告示)。

文化財を守る大切さ

高度経済成長期(1955年〜73年頃)、日本は急速に経済が発展しましたが、その一方で、人々の生活も大きく変化し考え方も経済優先になりました。特に都会では、東京オリンピック(1964年)や大阪で開催された日本万国博覧会(1970年)などにもない土地の開発が行われ、建設ラッシュが起こり地中に埋もれている遺跡やこれに関係する文化財(遺物)が多く失われました。

この時期には、形のある(有形)文化財だけでなく、形の無い(無形)文化財も失われました。文化財は私たち(人類)共有の財産です。特に、地域に身近にある文化財(登録・指定されていないものも含めて)を地域の人々自らが大切に守っていくことが大切なのです。

(文化財専門員 大関直人)